

中等教育及び高等教育の漸進的無償化立法を求める会 会則

2018年10月27日 施行

(名称)

第1条 本会は「中等教育及び高等教育の漸進的無償化立法を求める会」（略称：漸進的無償化立法を求める会）と称します。

(目的・事業)

第2条 本会は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（以下「社会権規約」という）13条2項(b)及び(c)（中等教育及び高等教育への権利及び漸進的無償化実施義務）の完全な実現を漸進的に達成するため、中等教育及び高等教育の漸進的無償化を促進する法案（仮称）の立法を含め、その他適切な措置をとるよう、日本国政府に求めて取り組みます。

(所在地)

第3条 本会の事務局は、京都市伏見区深草塚本町67番地 龍谷大学 細川孝研究室におきます。

(会員)

第4条 本会は国籍を問わず会の目的に賛同する個人および団体によって組織されます。

第5条 会の目的に賛同し入会を希望する場合は、所定の事項を記載して事務局に届けます。

第6条 退会を希望する会員は事務局に届けます。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおきます。役員任期は、総会から次年度の総会までとします。

イ 世話人 10人以内 ロ 事務局長 1名

2 世話人のうち若干名を代表世話人とします。

第8条 世話人及び事務局長は総会において会員の中から選出します。代表世話人は、世話人の互選によって選出します。

(総会)

第9条 総会は本会の最高意思決定機関であり、毎年1回開催します。総会は、活動方針の決定および役員選出等を行います。議題は世話人会が事前に提案します。総会議決は出席会員数の過半数とします。

(世話人会)

第10条 世話人会は総会の決定にもとづいて業務を執行するための機関であり、総会から総会までの意思決定を司ります。世話人会は世話人によって構成され、必要に応じて開催されます。議題は代表世話人が事前に提案します。世話人会の議決は出席世話人の過半数とします。

(代表世話人)

第11条 代表世話人は本会を代表し、その業務を統括します。

(事務局)

第 12 条 事務局は本会の日常業務を執行します。事務局長が世話人会の同意を得て委嘱する事務局員が事務局長を補佐し、事務局長が事務局を統括します。

(財政)

第 13 条 本会の財政は、寄付金によってまかないます。その実務は、世話人会が任命する事務局員が行い、事務局長が監督します。

(会計監査)

第 14 条 本会に会計監査人 1 名をおきます。会計監査人は会員の中から代表世話人の推薦に基づいて総会で選出承認されます。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの期間とします。

(解散)

第 16 条 本会は第 2 条の目的を達成した際には、総会において解散を決議し解散します。

(会則の変更)

第 17 条 この会則の変更は総会において行います。

<付則>

第 1 条 本会の運営に必要な内規は、世話人会によって定めます。

第 2 条 設立時の年度は、2018 年 10 月 27 日から 2019 年 9 月 30 日までとします。

第 3 条 第 8 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条の規定に拘らず、設立時の代表世話人、事務局員は総会において選出します。

第 4 条 本会の設立時の役員等は、以下のとおりとします。

世 話 人 井上千一、片山一義、重本直利、西川治、三輪定宣、渡部昭男

代表世話人 重本直利、三輪定宣

事務局長 渡部昭男

会計監査人 永井康代

事務局員 細川孝